

取引基本条項

2012年3月1日付改訂版

本取引基本条項日本語版は、ジョンソン・コントロールズ・オートモーティブ・グループグローバル共通の購買注文書条件(Terms and Conditions of Purchase)を、日本国内の商取引慣習等を考慮して修正したものである。

第1条 申込み・承諾・排他的条件

買主が発行する各発注書または修正発注書(以下「本発注」という。)は、商品および/または役務(以下「本供給品」と総称する。)について、本発注において特定される売主に対する申し入れを構成し、本発注は、本契約の内容を含み、かつ本契約によって規律される。

本発注は、承諾された場合、本発注の対象である本供給品に関して事前に行われたすべての合意、発注、見積、提案その他の取り交わしに優先する。ただし、事前に交わした買主との合意(サプライヤー選定通知書、Supplier Statement of Work (SSOW)、秘密保持契約等のことであり、以下「事前契約」という(ただし、同じ部品および車両プログラムに関する事前の発注は除く。))は、引き続き有効であるものとする。

売主は、以下のいずれかの条件を満たすことにより、本発注(本契約を含む。)を承諾し、契約を成立させるものとする。

1. 本発注に基づく何らかの作業を開始する。
2. 書面で本発注を承諾する。
3. 本発注の発行後[5]日経過した日または所定の納期のいずれか早く到来する日までに承諾の意思表示を行わない。
4. その他、本発注の対象となっている事項に関して、契約の存在を前提とした行為を行う。

本発注は、売主が本契約を承諾することを条件とする。本発注は売主による申し入れまたは提案を承諾するものではない。本発注において、売主による申し入れまたは提案について言及がなされた場合は、本発注における本供給品の説明または仕様と矛盾しない範囲において、かかる提案における本供給品の説明または仕様を補足する目的でのみ行われる。売主が、その見積書、確認書、請求書、納品書等において、本契約に追加のまたは本契約とは異なる条件を提案したとしても、かかる条件は買主より、明示的に拒絶され、本発注の一部を構成するものではない。ただし、作業の開始、本供給品の出荷、または買主が同意するその他の方法により売主が本発注を承諾した場合には、かかる条件は、本発注の拒絶とはみなされない。この場合、本発注は、本契約に追加のもしくは本契約と異なる条件または変更を付されることなく、売主によって承諾されたものとみなされる。本契約の修正は、本発注に明示的に記載されなければならない。各発注は第38条に基づいてのみ修正することができる。相互に矛盾がある場合、両社が署名した書面による合意がSSOWに優先し、SSOWが本発注に優先し、本発注が本契約に優先するものとする。

第2条 本発注の有効期間

買主が本契約に基づき解除する場合を除き、本発注に基づいて成立した契約は、対象となる OEM 製造業者の車両量産期間中(該当する OEM 製造業者により決定されるモデル更新を含む。)有効に存続する。買主および売主は、OEM 製造業者によって車両量産が中止される、または期間が延長されるリスクを承諾する。本供給品が、自動車の部品またはシステムの生産のために利用されるものでない場合には、本発注に基づいて成立した契約は、契約成立の日から 1 年間有効に存続する。買主が本契約に基づき解除する場合を除き、本発注は、当初の有効期間後、さらに1年間ごとの期間で自動更新される。ただし、売主が現行の有効期間の終了より 180 日前までに本契約を更新しない旨を書面で通知した場合は、この限りではない。上記にかかわらず、本発注または事前契約に満了日が定められている場合は、本発注の効力はその日まで継続する。買主の権限ある代表者が書面で明確に放棄した場合を除き、サービスおよび交換部品に関する売主の義務は、本契約の定めるところに従い、本発注の解除または有効期間満了後も存続する。

第3条 数量・納入指示書・引渡し

1. 各発注に記載される数量は、本発注に定める契約期間中に買主が売主から購入する本供給品の数量に関する、買主による最善の予測である。生産量または車両量産期間の予測または見通しは、買主を拘束するものではなく、買主によるものであるか顧客(第 15 条において定義する。)によるものであるかを問わず、売主に対して通知するか否かを問わず、随時修正されうる。本発注に別途明示的に記載される場合を除き、買主は、買主の本供給品に関する量的要求または本供給品の供給期間について、売主に対して、いかなる明示的・黙示的な表明、保証、約束も行わない。

2. 本発注または事前契約に別途明示的に記載される場合を除き、本発注の表面に他の数量が記載されていない場合、または、数量が空欄であるか、「ゼロ」、「指示書を参照」、「予定通り」、「指示通り」、「買主の生産指示書に服する」という文言もしくは類似の文言が記載されている場合には、売主は、本発注に関連して売主に対して送付された、資材承認指示書、目録または同様の指示書(以下「納入指示書」という。)において確定注文として買主により特定された数量の買主が必要とする本供給品を供給し、また、本発注において指定される価格およびその他の条件でかかる本供給品のすべてを供給する。本発注が役務を対象とする場合には、買主は、買主が署名した SSOW に明示的に記載されている範囲でかかる役務を購入する義務を負う。買主は、売主に対して、納入指示書、出荷確認およびその他の情報の通知のため、電子データ交換(EDI)または類似の在庫管理プログラムを売主の費用負担で導入することを要求することができるものとする。納入指示書は、本発注の一部を構成し、本契約に支配されるものであり、独立の契約ではない。売主は、様々な原材料および/または構成部品のリードタイムが納入指示書に記載されるものを超える場合には、かかるリードタイムに関連するリスクを容認する。

3. 売主は、本発注における納期と数量を厳守するものとする。売主は、本発注およびこれに関連した納入指示書に記載されている通りに、買主が指定した数量を指定した時刻に完全かつ正確に引き渡すことに同意する。

買主は、予定された納入頻度を変更し、または予定された出荷の一時的停止を指示することができる。いずれの場合においても、売主は本供給品の価格を変更することはできない。買主は、納入の前倒し、納入の延着、部分的な納入または過剰な納入を受け入れる義務はない。買主が別途書面により同意する場合を除き、本供給品の危険負担は、売主または一般輸送業者による輸送の場合は、買主の指定する施設において本供給品を引き渡した時点で(買主の輸送業者による輸送の場合は、買主の輸送業者に本供給

品を引き渡した時点で)、売主から買主に移転するが、所有権は、本供給品が使用される買主の施設において買主が本供給品の検収を完了した時点において、買主に移転する。

4. 本供給品の適時の納入を確実にするため、売主は、出荷の予備品として、買主のその時点における本発注を超える数量の本供給品を製造することにより、買主の要求を満たし、あらゆる理由による不測の遅延に対処する。買主は、その時々において在庫水準を設定することができる。かかる予備の本供給品は、買主が売主から購入するまでは、売主の所有物であり、売主がその単独の責任および費用負担で所有するものとする。

第4条 請求および価格・輸送費

1. 本発注に明示的に記載される場合を除き、本発注に記載されている本供給品の価格は最終なものであり、保管料、取扱料、梱包料ならびに売主のその他一切の経費および料金が含まれており、買主の明示的な書面同意なくして、いかなる課徴金、割増料金およびその他いかなる種類の追加料金も加算されないものとする。2000年のインコタームズ(買主の指定する施設での仕向け地持ち込み渡し(DDP)を含む。)は、すべての出荷に適用される。ただし、日本国内のみで完結する出荷の場合は除く。本発注または事前契約に別途明示的に記載される場合を除き、本供給品は、売主の責任において売主または一般輸送業者により、買主の指定する施設まで出荷される。本発注または事前契約に明示的に記載される場合を除き、値上げは行われぬ。また、売主は、価格に影響を与えるあらゆる事象または要因(外国為替相場、原材料費の上昇、インフレ、人件費およびその他生産・供給費用の上昇、ならびに価格または原材料および供給品の供給力に影響を与えるその他の事象を含むが、これらに限らない。)に関するリスクを引き受ける。

2. 買主が毎月決められた期日付けで検収明細書を発行する売主については、当該検収明細書の内容を売主にて確認の上、売主が買主の指定する請求書を買主に提出する。その他の売主については、本供給品に関するすべての請求書に、本発注の番号、修正または指示書の番号、買主の部品番号、売主の部品番号(もしあれば)、出荷物の数量、出荷における箱またはコンテナの数、船荷証券の番号、通貨および買主が要求するその他の情報を記載しなければならない。いかなる請求書においても、本条件または本発注の表面に記載された条件と切り離された、あるいは異なる条件を記載してはならない。買主は、誤って提出されたすべての請求書および関連書類を返送する権利を留保する。

3. 買主は、本発注の条件すべてに適合する適切な請求書に対して支払いを行うものとする。ただし、金額につき調整・相殺が行われる場合や、記載内容につき矛盾がある等の未解決の問題が存在する場合は、この限りではない。

4. 支払い合計価格には、消費税その他あらゆる関税および税金(ただし、日本国外で政府により課される付加価値税を除くものとし、かかる付加価値税は出荷毎に売主の請求書に別途記載しなければならないものとする。)が含まれる。なお、買主は、事業税その他売主の所得または資産に対する税金に関しては、責任を負わない。売主は、自らの作為または不作為に起因して、合意された納入日に間に合わせるために特別の輸送方法を利用する必要が生じた場合には、通常の輸送費を超える割増輸送費をすべて支払う。売主は、買主が負担したすべての費用(売主が出荷または納入の要件を満たさなかったことに起因して買主が顧客に対して負担した費用を含む。)を支払う。

5. 売主は、実質的に同様の数量の同一のあるいは実質的に同様の商品および/または役務に関して、売主が現在および将来において他の顧客に対して提案する価格に比べて、買主に係る価格が不利ではな

いこと、ならびに将来においても不利とならないことを表明し保証する。売主は、本発注の有効期間中に、同一のあるいは実質的に同様の商品および／または役務に関して、他の顧客に対してより低い価格を提案した場合には、当該他の顧客に提案した価格と同じ価格を買主に対して直ちに提案するものとする。

6. 売主は、売主(またはその関連会社)が他の顧客(または当該顧客の関連会社)に対して提供している、または提供することに同意しているすべての割引、返金、リベート、信用(クレジット)、手当またはその他あらゆる種類の金銭上もしくは同様の報奨や支払い(本発注に基づく本供給品の購入に何らかの関連があるもの、または、かかる購入に関連して決定されるものをいい、以下「便益」と総称する。)について、買主に対してすべて開示していること、および、(買主の権限ある代表者が書面により別途同意する場合を除き)買主に対して他の顧客に比べて不利にならない便益を提供することを表明し保証する。

第5条 梱包・表示・出荷・開示・特別の警告または指示

1. 売主は買主に対して、本供給品にかかる荷姿要件を提案しなければならない。売主は、売主において提案し、買主において承認した荷姿要件に従い、

- a 本供給品を買主、関係する運送業者および仕向け国の要件に従い適切に梱包し、表示を付け、出荷し、
- b 買主の指示に従い積荷を仕向け、
- c 買主の指示に従い各梱包にラベルまたは荷札を付け、
- d 各積荷に本発注の番号、変更または指示書の番号、買主の部品番号、売主の部品番号(もしあれば)、出荷物の数量、出荷における容器及びコンテナの数、売主の名称と番号および船荷証券の番号を記載した書類を付し、
- e 買主の指示および運送業者の要請に従い各積荷の船荷証券の原本またはその他の積荷受領書、納品書、送り状等を速やかに送付する。

2. 売主は、買主が要請する形式で、下記の情報を速やかに買主に提供する。

- a. 本供給品に使用されているすべての原材料のリスト
- b. すべての原材料の量
- c. 原材料の変更または追加に関する情報

本供給品が出荷される前または出荷の際に、売主は、輸送業者、買主およびその従業員に知らせておく必要のある、本供給品、容器、コンテナおよび梱包の取扱い、輸送、処理、使用または処分における適切な措置に関する特別の取扱上の指示とともに、本供給品の原材料または部品に含まれている有害物質または規制物質について、買主に書面をもって十分な警告(すべての本供給品、容器、コンテナおよび梱包上の適切なラベルによる警告を含み、また処分およびリサイクルに関する指示、重要な安全データ・シートおよび分析証明書を含むが、これらに限らない。)を行う。売主は、製品の内容および警告ラベルに関係するすべての国、州、地方および地域の法令(米国の有毒物質管理法および欧州連合指令 2000/53/EC、日本の毒物及び劇物取締法等を含むが、これらに限らない。)を遵守することに同意する。

3. 不適切な梱包、表示、仕向けもしくは出荷またはその他本条の要件の不遵守により買主が責任、費用および経費を負担した場合には、売主は、かかる責任、費用および経費につき買主に賠償する。いかなる場合においても、積荷に添付または封入された船積書類、積荷受領書、納品書、送り状等には、価格情報または買主の秘密情報を表示してはならない。

第6条 税関・関連事項(海外との取引のみ適用)

貿易信用、輸出信用または関税、税金もしくは手数料の返金を含む、本発注から生じた信用(クレジット)または利益は買主に帰属する。売主は、買主(または場合によっては顧客)がこれらの利益または信用(クレジット)を受け取るのに必要なすべての情報および証明書を提出する。売主は、すべての税関関連の義務、原産地表示またはラベル要件および現地の内容物原産地要件を満たすことに同意する。本供給品の輸出に必要な輸出ライセンスまたは輸出許可の取得は、本発注または事前契約に別途記載される場合(この場合、売主は、買主がライセンスまたは許可を取得できるようにするために必要な情報を提供する。)を除き、売主の責任とする。売主は、本供給品が引き渡される国以外の国で売主が購入し、本発注を満たすために使用する原材料または構成部品について、速やかに買主に書面により通知する。売主は、原産国を証明するまたは該当国の原産国要件を満たすために必要な書類および情報を提供する。売主は、原産国に輸入された原料または構成部品および本供給品の購入価格に含まれている関税を速やかに買主に伝える。本供給品が引き渡される国以外の国で製造される場合には、売主は本供給品に「メイド・イン[原産国名]」と表示する。売主は、買主および適切な政府機関に、本供給品が引き渡される国への本供給品の輸入の許容性とその影響を判断するのに必要な書類を提出する。売主は、本供給品の輸出入について買主に提供される情報が真実であること、および本発注の対象であるすべての売買が本供給品が輸出される国のダンピング禁止法に基づく公正価格未満ではなされないことを保証する。

第7条 検査・不合格品・監査

買主は、本発注に関連する売主の施設、本供給品、原材料および買主の資産を検査するために、売主の施設に立ち入ることができる。ただし、買主が本供給品を検査したことによって、当該本供給品が製造段階か、引渡し前か、引渡し後合理的な期間内かにかかわらず、買主が仕掛品または完成品を検収したものとみなされない。買主の検収、検査または検査の不履行は、売主の責任および保証を免除するものではない。本発注におけるいかなる記載も、売主のテスト、検査および品質管理の義務を免除するものではない。欠陥本供給品が出荷され、買主によって拒絶された場合には、買主が別途売主に通知しない限り、本発注における注文数量がその分削減されるものとする。売主は、買主からの新たな納入指示書がない限り、削減された数量について交換品を提供することはできない。

買主が有する他の救済手段に加えて、

1. 売主は、売主のリスクにおいて請求金額全額と運送料を負担した上で、買主からの返品を受入れ、買主が必要であるとみなす欠陥本供給品の交換を行うことに同意する。
2. 買主の工場からの出荷以前に、買主は、本発注の要件を満たしていない本供給品の補修を要求することができる。
3. 売主は、買主に対し、欠陥本供給品の拒絶または補修から生じるすべての合理的な費用を賠償する。

売主は、欠陥品のサンプルを受領した後、商業上合理的な期間内に欠陥是正措置を書面化し、欠陥を是正するのに必要な措置を取る。不合格本供給品に対する支払い、当該本供給品の検収とはみなされず、法律上の救済手段を主張する買主の権利を制限しもしくは損なうものではなく、また隠れた瑕疵に対する売主の責任を免除するものではない。買主またはその直接的なもしくは間接的な顧客は、合理的な通知

を売主に対して行うことによって、品質、コストまたは納入を確認することを目的として、売主の製造施設において定期的な監査を行うことができる。売主は、その下請業者との契約において、買主およびその顧客に本条で定められている権利のすべてを与えるようにするものとする。

第8条 支払

本契約に別段の定めのある場合を除き、買主は適切な請求書に対して、本発注または事前契約に記載される支払条件にて支払を行う。ただし、売主が下請代金支払遅延等防止法上の下請事業者である場合は、買主が本供給品を受領した日から起算して60日以内に支払うものとする。なお、本供給品を受領した日とは、本供給品が商品である場合には、買主の輸送業者に本供給品を引き渡した日（売主または一般輸送業者による輸送の場合は、買主が指定する施設において本供給品が受領された日）をいい、また、本供給品が役務の場合には、役務提供を完了した日をいうものとする。本発注または事前契約にいかなる支払条件も記載されていない場合には、買主は、本供給品を検収した日の属する月の翌々月の2日の日（即ち、MNS2）に、本供給品に関する支払いを売主に対して行うものとする。型・治工具に関する請求書は、本発注で定められている通り、承認された場合にのみ発行するものとする。

買主は、買主が要求する形式および内容に従って、本発注に基づき提供された本供給品に対して担保権その他いかなる負担・抗弁権もないという証拠を受領するまでは、支払いを留保することができる。支払いは、本発注に明示的に記載されない限り、日本円でなされる。支払いは、買主が別途明示的に同意する場合を除き、支払期日の当日またはそれより前に、電信送金でなされる。

第9条 変更

1. 買主は、いつでも、売主に書面で通知することにより、本供給品の図面、仕様、下請供給業者、サンプルまたは説明を変更し、または売主にかかる変更を要求する権利を留保する。また、買主は、本発注の対象である業務（検査、テスト、品質管理等の事項に関する業務を含む。）の範囲を変更する権利を留保する。また、買主は、自らまたは第三者から原材料を調達（指定購買）することを指示することができる。

売主はかかる変更を要求された場合には、速やかに当該変更を実施する。売主が、かかる変更に起因して、価格または履行期間の合理的な変更を要求するためには、売主は、買主に対して、変更の通知を受け取ってから5営業日以内にかかる要求を書面で通知しなければならない。

買主は、仕様、価格または履行期間の変更に関して、売主に対して、追加書類の提出を要求することができる。要求したすべての書類の受領後、買主は、その単独の裁量において、価格または履行期間を公正に調整することができる。売主が、要求された変更に起因して価格または履行期間が変更される旨について上記5営業日以内に買主に対して通知を行わなかった場合には、価格または履行期間は、買主の要求した変更による影響を受けない。

2. 売主は、買主の書面による指示または承認なくして、本供給品に関する変更（本供給品の内容、設計、仕様、加工方法、梱包、表示、出荷、価格、納入日時または納入場所の変更を含むが、これらに限らない。）を行うことができない。

かかる禁止された変更には以下の変更が含まれるが、これらに限らない。

- a. 売主が本発注の履行に関連して使用する役務、原材料または商品を売主に供給する第三者供給業者の変更

- b. 売主および／または第三者供給業者が業務を行うための施設であり、かつ本供給品または売主
が本発注の履行に関連して使用する役務、原材料もしくは商品に関連する施設の変更
- c. 本発注の対象である本供給品の価格の変更
- d. 売主またはその供給業者が本発注に関連して使用する役務、原材料または商品の性質、種類ま
たは品質の変更
- e. 本発注の対象である本供給品の適合度、構造、機能、外観または性能の変更
- f. 本発注の対象である本供給品の生産もしくは供給においてまたは本発注の対象である本供給品
の一部として使用される生産方法、工程もしくはソフトウェアまたは生産設備の変更

買主の権限ある代表者の事前の書面による承認を得ずに、売主が本発注または本発注の対象である
本供給品に変更を加えた場合には、本発注の違反となるものとする。

第10条 保証

1. 売主は、買主、買主の承継人、譲受人および顧客ならびに買主の製品の使用者に対し、以下の事項
を明示的に保証する。

買主に引き渡されるまたは提供されるすべての本供給品は、

- a. 価格、品質、納入および技術に関して世界的に通用し、かつ、競争力を有するものであり、買主に
提出されるか買主が提出した仕様、標準、図面、サンプル、説明およびそれらの変更に合わせて
いる。
- b. 本供給品または本供給品を使用した車両もしくはその他の製品が販売される国において適用さ
れるすべての法律、命令、規則および基準に適合している。
- c. 商品性があり、設計(売主またはその下請業者、代理人もしくは供給業者が行った範囲での設計
であり、買主がかかる設計を承認していた場合も含む。)、原材料、および製造における欠陥がな
い。
- d. 買主が意図した使用方法に基づき売主により選択され、設計(売主またはその下請業者、代理
人もしくは供給業者が行った範囲での設計であり、買主がかかる設計を承認していた場合も含む。)、
製造、組み立てられており、買主が意図した目的を十分に満たすものである。
- e. いかなる担保権または請求権の負担を伴うものではない。

さらに、本発注に別途明示的に記載される場合を除き、売主は、本供給品がすべて新しい原材料で製
造されていること、本供給品は、その全部または一部につき、政府または民間の余剰品ではなく、使用、再
製造、修繕されたものではなく、また、その適合性、実用性または安全性を損ねるような年数または状態
のものでもないこと、本供給品は欠陥を生じさせるような隠れた瑕疵または状態(かかる瑕疵または状態が保
証期間中に発見されたか、または発見可能であったか否かを問わない。)にはないことを保証する。これら
の保証は、顧客が買主に対して行う一切の保証請求(本供給品または本供給品を使用した製品に関連して
顧客に必要とされる保証を含む。)から買主を保護するためのものである。顧客に必要とされる保証はすべ
て、本契約に組み入れられる。買主は、法律上認められる保証請求に加え、上記の保証請求を追加的に行
使することができる。

2. 保証期間については、買主が本供給品を受諾した日から5年、適用される法律上の保証期間または
買主の顧客が、車両に組み込まれた本供給品のエンドユーザーに対して提供する保証期間のうち最長の

期間とする。ただし、買主または顧客が、自主的にあるいは政府命令に従い、本供給品または本供給品を使用した部品、構成材もしくはシステムを取り付けた車両（またはその他の完成製品）の所有者に対して、是正措置を講じること、あるいは、車両の安全性に関連する欠陥もしくは状態または適用ある法律、安全基準や是正サービス措置に関する車両の不適合に対する対応を行うこと（以下「是正措置」という。）を提案した場合は、当該保証は、顧客または政府により指示される期間継続するものとし、売主は、とりわけ、第 15 条における要件をすべて遵守するものとする。

3. また、売主は、すべての業務が、買主と合意したすべての基準および仕様ならびにその他の業界の基準と合致し、専門的かつ優れた技術をもって実施されていることを保証する。

4. 売主は、本供給品の材料、構成部品、設計または欠陥が、人または財産にとって有害であるか、または有害である可能性があることを知った場合には、直ちに買主に書面で通知する。

5. 設計、図面、原材料、工程または仕様を買主が承認した場合でも、上記の売主の保証を免除するものではない。

6. 買主から売主に対する以下の連絡は、それぞれ、本発注に関する保証違反の通知に相当するものとする。

- a. 本発注に基づき提供された本供給品の欠陥、債務不履行、欠陥の申立てまたはその他の問題もしくは品質問題を明記している連絡
- b. 売主に対する連絡で、本供給品が保証に違反していることまたは売主が本発注に関し債務不履行であることを主張するもの
- c. 第 19 条に基づく買主からの解除通知

買主によるかかる違反の申立ては、買主の権限ある代表者による書面によってのみ取り消すことができる。

7. 売主が供給した本供給品に欠陥があること、かかる本供給品が保証に違反していること、またはかかる本供給品が適用ある法律もしくは契約上の要件を満たしていないことを顧客が申し立てた場合、かかる顧客は売主によって全部または一部が引き起こされた問題の責任を買主に負わせようとしている可能性があるため、買主は、自身の損害を減免するために、かかる申立てに対し全面的に防禦することができる。売主と買主は、この防禦が売主および買主の両方の利益にかなっていることに合意する。買主がかかる防禦を行った場合でも、買主の売主に対する請求権（保証違反、補償その他の可能性のある請求）の行使は、いかなる形においても制限されない。

第11条 サプライヤー基準、品質と開発・PPAP・要求されるプログラム

1. 売主は、買主および（適用がある場合）顧客の品質管理基準およびその他の基準ならびに検査システム（品質管理方針、ISO 9001:2000 または ISO/TS 16949:2002 の品質保証および ISO 14001 の環境保証（登録を含む。）を含むが、これらに限らない。）を遵守する。また、売主は、買主および（適用がある場合）顧客のサプライヤー向けの品質開発・改善等のプログラムが実施される場合はそれらに参加する。売主は、買主および（適用がある場合）顧客が指定する、業界の量産部品承認プロセス（PPAP）のすべての要件を満たすことに同意し、買主から要請された場合には、要請されたレベルで、当該情報を買主に提示することに同意する。売主は、買主の以下のプログラムおよび基準に参加し、これを遵守する。

- a. 買主のサプライヤー・スタンダード・マニュアル（すべてのサブセクションおよびフォームを含み、

http://www.johnsoncontrols.com/publish/us/en/suppliers/automotive_experience.htmlで閲覧可能ある。)

- b. 先行品質計画(AQP)およびサプライヤー個別開発計画(SIDP)
- c. サプライヤー実績評価

これらのプログラムおよび基準は、

http://www.johnsoncontrols.com/publish/us/en/suppliers/automotive_experience.htmlを閲覧するか、買主の購買担当者に連絡を取ることによって入手可能である。上記のプログラムまたは基準のいずれかの部分と、本契約の明示的な規定との間に矛盾がある場合には、本契約が優先的に適用される。

2. 売主は、商品または役務のすべての下請業者に関して責任を負う。売主は、買主に提供されたすべての本供給品が適用あるすべての保証その他本発注の規定に適合することを確保するために適切な開発、検証、量産および監視を継続的に実施しなければならない。

第12条 サービス部品および交換部品

該当する車両量産期間中および量産の終了または特定の部品の生産の終了から10年間(ただし、これと異なる期間が、両当事者により書面で合意されているか、または買主の関連 SSOW もしくはサプライヤー・スタンダード・マニュアルに記載されている場合を除く。)、売主は、買主の書面での「交換部品」および「サービス部品」の注文に応じて同一の本供給品、構成部品、および原材料を、本発注で決められている価格に特別梱包のための実費の差額を加えた価格で提供する。本供給品がシステムまたはモジュールである場合には、売主は、各部品を、総額ベースで、本発注に記載されているシステムまたはモジュール価格から組立費用を控除した上で梱包のための実費の差額を加えた金額を超えない価格で販売する。さらに5年間もしくは該当する顧客がサービス部品を必要とする期間のいずれか長い期間(または、これと異なる期間が、両当事者により書面で合意されているか、あるいは、買主の関連 SSOW もしくはサプライヤー・スタンダード・マニュアルに記載されている場合は、かかる期間)、買主の過去のモデルにおけるサービス部品と交換部品の要件を満たすために、売主は、買主に対し、本発注における最新の価格に基づく価格(ただし、書面化された実際の原材料の価格、梱包の価格および現在のモデルの購入が終了した後における製造原価の変化を考慮に入れる。)に基づいて、両当事者が相互に合理的に合意する価格で、本供給品を販売する。買主の要請に応じて、売主は、買主によるサービス部品販売活動をサポートするために、追加料金なしで、サービス用資料その他の資料を利用できるようにする。買主の権限ある代表者が書面により明示的に別途同意した場合、または買主がサービス部品の生産に必要な型・治工具を売主から回収した場合を除き、本第12条に基づく売主の義務は、いかなる理由による本発注の解除または有効期間満了後も有効に存続するものとする。

第13条 救済手段

各本発注において買主に留保される権利および救済手段は、その他の、法律上の救済手段すべてに累積的かつ追加的に買主に与えられるものである。売主は、売主の違反または不適合本供給品に起因する間接的、派生的その他の損害(逸失利益を含む。)につき、買主に賠償する。かかる損害には、買主または顧客が直接的または間接的に負担した以下の費用、支出および損失を含むが、これらに限らない。

- a. 不適合本供給品の検査、選別、保管、再加工、修理、交換を行う際の費用等
- b. 生産の中断から生じた費用等
- c. リコール活動、顧客へのフィールド・サービス活動その他是正のためのサービス活動の実施から生じた費用等
- d. 不適合本供給品に起因する傷害(死亡を含む。)または物損から生じた費用等

買主の損害には、買主が負担した合理的な弁護士費用その他専門家報酬、和解・判決に基づき支払った金銭等ならびに買主がそれらのために費やした時間、労力および資料に関連するその他の費用が含まれる。買主から要請があった場合、売主は、不適合本供給品に関する補償処理の手続きを別途同意する。買主または(買主が指示する範囲で)顧客の本供給品に関連するワランティの削減またはこれに関連するプログラムに参加し、これを遵守する。本供給品の生産もしくは納入または移管協力および支援(第21条において定義する)あるいは財産の保有に関する売主の義務を履行させるために買主が提起する仲裁その他の手続においては、金銭的損害賠償のみでは本発注の違反(現実の違反、履行前の違反または違反のおそれ)の十分な救済とはならないこと、ならびに、買主は、その保有するその他すべての権利および救済に加えて、上記の違反の救済として、特定履行による救済ならびに買主の合理的な弁護士費用を請求する権利を有することを、売主は確認し、これに同意する。

第14条 法律の遵守・倫理

1. 売主および売主が提供する本供給品は、規則、命令、条約、条令および基準を含むすべての適用ある法律を遵守する。かかる法律には以下のものが含まれるが、これらに限らない。
 - a. 本供給品の製造、表示、輸送、輸出入、許認可、承認または証明に関係する法律
 - b. 環境問題、雇用、賃金、労働条件、下請業者の選択、差別、職業上の健康と安全および自動車の安全に関係する法律

本発注には、これらの法令が要求するすべての条項が組み入れられる。

2. 本供給品において、またはその製造工程において売主が使用するすべての原材料は、生産国、販売国または仕向国において適用される、規制対象である有害な危険物質に対する現行の政府の安全上の制約および環境、電気、電磁波に関する規制を満たす。
3. 売主ならびに売主の従業員および請負業者は、買主の親会社である米国法人 Johnson Controls, Inc.の倫理方針またはこれと同等の売主の倫理方針を遵守する。

第15条 顧客の要求

1. 売主は、買主が第三者(以下「顧客」という。)から受けた、または買主に直接もしくは間接的に適用される契約(以下「顧客からの購入注文」といい、買主が、かかる顧客からの購入注文に従い、売主から買主が購入した本供給品を顧客に供給するか、かかる本供給品を顧客に供給する商品に組み込むことに同意しているものをいう。)上の適用される条件を遵守することに同意する。「顧客」および「顧客からの購入注文」という用語には、(該当する場合には)本供給品が組み込まれている、または組み込まれる予定の商品または役務の最終設備製造業者、買主の直接の顧客と当該最終設備製造業者の間のサプライチェーンにおける仲介者、および当該顧客に関連する条件も含まれる。買主は、その裁量において、売主に対し顧客からの購入注文に関する情報を提供することができる。売主は、開示されたかかる顧客からの購入注文が

本発注に基づく売主の義務にどのように影響するかを確認する責任があり、また、売主の支配が及ぶ範囲で、開示されたかかる顧客からの購入注文の条件すべてを満たすものとする。本発注または本契約と顧客からの購入注文の条件との間に矛盾がある場合には、買主は、その単独かつ完全なる裁量において、どちらの条件が優先されて売主に適用されるかを決定する。売主は、その支配が及ぶ範囲で、買主が顧客からの購入注文の条件(費用および生産に関する条件ならびに値引きを含むが、これらに限らない。)を満たすことができるよう、あらゆる手段を尽くすものとする。買主は、売主に書面で通知することにより、本条の規定を、買主と売主との間の矛盾する規定に優先させることを選択することができる。

2. 顧客が自ら破産その他の倒産手続開始の申立てを行ったか、顧客に対して破産その他の倒産手続開始の申立てがなされた場合で、かかる手続の過程において、また、顧客が買主との契約を(拒絶その他により)解除したこと、または解除するおそれがあることに関連して、買主が、本供給品が組み込まれた製品に関する買主に対する支払金の値引きを許可した場合、売主および買主は、かかる買主に対する支払金の値引きがなされた日以降に本供給品に関して売主に支払われるべき支払金の額に関し、誠実に協議するものとする。

3. 顧客が、買主の本供給品の入手元を売主とすること(以下、この場合における売主を「顧客指定サプライヤー」という。)を指示、推奨、要請、提案または指定した場合、本発注に適用される特定の支払条件または本発注における異なる定めにかかわらず、

- a. 顧客指定サプライヤーは、いかなる場合においても、本供給品に関して買主から支払を受ける権利を有さない。ただし、本供給品が組み込まれた商品に関する支払を買主が実際に受けた後において、かかる支払に比例する範囲についてはこの限りでない。
- b. 顧客の買主に対する支払期間の延長により、買主と顧客指定サプライヤーの間の支払期間も、これと同じ期間につき自動的に延長されるものとする。また、買主は、その選択において、顧客指定サプライヤーに通知することにより、支払期間以外の支払条件についても、顧客の支払条件に関する変更を勧告して、変更を加えることができる。
- c. 価格、仕様または顧客指定サプライヤーと顧客の間で交渉もしくは提案されたその他の条件の変更から 3 営業日以内に、顧客指定サプライヤーは、書面により買主に対して通知を行い、値引きを反映させるために請求書を直ちに調整する。ただし、買主の具体的な書面同意がない場合、いかなる変更も買主を拘束しないものとする。
- d. 顧客指定サプライヤーは、顧客指定サプライヤーが供給した本供給品に起因して、またはこれに関連して生じた責任、請求、要求、損失、損害、経費および費用(弁護士費用およびその他の専門家に対する報酬を含むが、これらに限らない。)で買主が負担したもの(本供給品に欠陥があったとして顧客が買主に対してなした請求または相殺を含むが、これらに限らない。)につき、買主に補償し、また損害を被らせないものとする。なお、本条項は、買主が有する他の権利および救済手段を制限するものではない。

4. 本発注により売主に課された要求に法的強制力がないこと、または、法律の運用や条件の矛盾などにより本発注に適用される条件に差異が生じていることが判明した場合でも、これに関する顧客の要求は、売主に適用され、売主を拘束するものとする。売主は、自動車業界およびかかる状況において適用される顧客の条件に精通していることを認める。

第16条 補償

1. 法律上認められる限りにおいて、
 - a. 売主は、売主または売主の下請業者、役員、代理人もしくは従業員による本供給品の供給により生じた、またはかかる供給に関連する、あらゆる種類または性質の傷害(死亡を含む。)または損害について、単独で全責任を負う。
 - b. 買主は、買主が売主に対して提供した買主の所有物またはその他の財産につき売主が所有、使用、誤用または不履行を行ったことにより生じた、傷害(死亡を含む。)または損害に関して、いかなる責任も負わない。また、売主がかかる財産を使用した場合、売主は、かかる傷害または損害について、全責任を負うことを承諾したものとみなす。
 - c. 売主は、買主、顧客、買主が販売する製品(またはかかる製品が組み込まれる自動車)のディーラーおよびユーザー、ならびにそれぞれの代理人、顧客、子会社、関連会社、承継人および譲受人を、欠陥本供給品、売主もしくは売主の代理人、従業員もしくは下請業者の過失もしくは不法な行為もしくは不作為、または、売主による、売主の表明もしくは本発注のその他の条件(本契約の条件を含む。)の違反もしくは不履行から生じる、すべての損害、損失、請求、責任および費用(合理的な弁護士費用ならびにその他の専門家への報酬、和解金および判決金を含む。)から防禦し、これを補償し、また損害を被らせないようにする。かかる損害、損失、請求、責任および費用には、売主が本契約に基づき提供した本供給品の一部または全部が不適合品であったために必要とされると買主または顧客が合理的に判断したリコール活動、顧客へのフィールド・サービス活動またはその他の是正のためのサービス活動の実施から生じた費用が含まれるが、これらに限らない。また、本供給品に起因して顧客がなした相殺または請求(フィールド・サービス活動の費用回収等)(ただし、本供給品の欠陥または本発注に基づく売主の義務の不履行が、当該損害、損失、請求、責任および費用の原因となったか否か、また、どの程度まで原因となったかについての最終決定に基づき調整される。)も含まれるが、これらに限らない。本条に基づき防禦および補償する売主の義務は、当該請求が不法行為、過失、契約、保証、無過失責任またはその他により生じたかどうかにかかわらず、適用される。ただし、買主の単独の過失により生じた損害はこの限りではない。買主は、売主の費用負担において、補償問題の防禦および解決にあたり自身の弁護士を代理人として選任し、自身の弁護士を通じてかかる防禦および解決に積極的に参加する権利を有する。本契約(本条を含む。)に規定される売主の補償義務は、売主のあらゆる保険および保証義務と無関係であり、また、これらに追加されるものである。
2. 売主が、買主もしくは顧客の施設で作業を行う場合、または、買主もしくは顧客の敷地内か否かにかかわらず買主もしくは顧客の財産を利用する場合、
 - a. 売主は、その施設を検査してそれらが要請された作業にとって安全か否かを判断し、安全でないと思われる事項について買主に速やかに通知する。
 - b. 売主の従業員、請負業者および代理人は、当該施設において適用されるすべての法令を遵守し、買主の判断で当該施設から排除されることがある。
 - c. 売主の従業員、請負業者および代理人は、施設内で、アルコールまたは無認可、違法もしくは規制対象の薬物もしくは物質の保有、使用、販売または譲渡をせず、あるいはそれらの影響下にはない。

- d. 法律上認められる限りにおいて、売主は、施設内での売主の業務または買主もしくは顧客の財産の売主による利用により生じた、あるいはこれに関連する、買主、顧客、それぞれの従業員もしくは代理人、またはその他の人もしくは組織の損害または傷害に関する一切の責任、請求、要求または費用（合理的な弁護士報酬およびその他の専門家への報酬、和解金および判決金を含む。）に関して、買主、顧客ならびにそれぞれの代理人、承継人および譲受人に損失を補償し、また損失を被らせない。ただし買主の単独の過失に起因する責任、請求または要求はその限りではない。

第17条 保険

売主は、賠償責任保険、その他法律上要求されている保険を、業界で上位の評価を受ける保険業者において取得および維持する。かかる補償範囲には、すべての売主の所有物および寄託された買主の所有物に関してその再調達価格と同額の拡張担保特約付き火災保険を提供することを含むが、これに限らない。

第18条 財務状況の精査・支払不能

1. 買主または買主が指定する第三者は、売主およびその関連会社の財務状況をいつでも精査することができる。売主は、かかる精査に全面的に協力し、要求された書類（財務記録および財務諸表、業績予想、事業計画、銀行とのやり取りならびに融資関係の書類を含むが、これらに限らない。）の写しを速やかに提供するが、かかる書類を閲覧に供し、合理的な営業時間中に売主の財務管理者が協議に応じるよう手配する。本発注を実施するのに必要である場合を除き、買主および買主が指定する第三者は、財務状況の精査において取得した売主のすべての非公開情報の秘密を保持し、精査の目的でのみかかる情報を使用する。

2. 買主は、以下のいずれかの事象またはこれらに類似する事象が生じた場合には、売主に対する責任を負わずに、本発注を直ちに解除することができ、また、売主は、買主が以下のいずれかの事象に関連して負担したすべての費用（弁護士費用およびその他の専門家に対する報酬を含むが、これらに限らない。）を、買主に対して補償する。

- a. 売主が支払不能になった場合
- b. 売主が自ら破産手続開始の申立てを行った場合
- c. 売主に対して破産手続開始の申立てがなされた場合
- d. 売主に対して管財人または管理人が指名された場合
- e. 売主が本発注に基づく義務を果たすために、金銭的なものか否かを問わず、買主からの融通を必要とする場合
- f. 売主が債権者の利益のための譲渡を行った場合
- g. 売主が本発注に基づく売主の義務を適時に履行する財務能力について買主に対して適切かつ合理的な確約をすることができなかった場合

上記のいずれかの事象が生じたが本発注が上記に従い解除されなかった場合、買主は、本発注における価格、支払条件および／または納入要件について、売主の状況（ワランティ、不適合本供給品または本発注に基づくその他の要件に関する売主の義務の継続的な履行能力を含む。）において買主が適切で

あると考える公正な調整を行うことができる。

3. 売主は、売主が納入上または業務上の問題を抱えた場合、買主が売主の業務を監視するために売主の関係施設に立ち入る代表者を1名または複数名指名することに同意する(ただし、これは義務ではない。)。売主が本発注に基づく義務を履行するのに必要な便宜(金銭的なものか否かを問わない。)を買主が売主に対して提供した場合、売主は、かかる便宜に関連して買主が負担した全ての費用(弁護士費用およびその他の専門家に対する報酬を含む。)を買主に対して補償し、本発注の対象である本供給品の生産に必要な売主の施設および機械類、設備ならびにその他の資産を買主が利用することに同意する。本第18条の規定にかかわらず、当該売主が顧客指定サプライヤーの場合、本発注に基づく売主の義務を適時に履行する財務能力について買主に対して適切かつ合理的な確約をすることができなかつた場合、売主が本契約に基づき買主に提供した財務情報を、当該売主を顧客指定サプライヤーに指定した顧客に対して提供することができる。

第19条 違反または不履行による解除

1. 以下の場合において、買主は、本発注の全体もしくはその一部を、売主に対する責任を負わずに、解除することができる。

- a. 売主が本発注の条件のいずれか(売主の保証条項を含むが、これらに限らない。)について履行を拒絶し、違反し、または違反のおそれがある場合
- b. 売主が、本供給品の納入もしくは本発注に関連した業務の提供を怠り、またはそのおそれがある場合
- c. 売主が、本供給品の適時かつ適切な完成または納入を脅かす程に進捗状況を遅延または合理的な品質要件を満たさず、かかる不履行もしくは違反を指摘した買主からの書面による通知を受領してから[10]日以内に(または、状況に鑑みて商業上合理的な場合には、より短期間に)、かかる不履行または違反を是正しなかつた場合、または買主が、売主に対して発行した他の本発注を、かかる他の本発注の条件に違反した場合(かかる他の本発注が当該本発注に関連するか否かを問わない。)
- d. 売主が、買主のための本供給品の生産に使用される資産の実質的な部分の売却を含む取引または売主の支配権に変更をもたらす合併、株式その他の持分の売却もしくは交換を行った場合、あるいは、かかる取引を提案した場合
- e. 売主が、本供給品の品質、技術、納入、役務提供または価格に関して競争力を維持することができなくなった場合

2. 売主は、支払期限から30日以上を経過しても本供給品の購入価格の大部分が支払われておらず、かつ、以下に該当する場合のみ、本発注を解除することができる。

- a. 売主が、支払期限を過ぎた金額(当該本発注および請求書番号・日付を含む。)およびかかる金額が支払われない場合には本発注を解除するという売主の意思を、買主に対して書面で通知し、かつ、
- b. 買主が、かかる通知から60日以内に、支払期限を過ぎた金額を支払うことも、未払いの請求がなされた金額について異議がある旨を売主に対して通知することもしなかつた場合